

県中建設事務所道路等維持管理業務委託共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島県が発注する県中建設事務所道路等維持管理業務委託に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の運営形態)

第2条 共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で一体となって業務を履行する共同履行方式とする。

(構成員数)

第3条 共同企業体の構成員数は、3者以上とする。

(構成員の組合せ)

第4条 共同企業体の構成員の組合せは、第5条の構成員の要件を満たす者による組合せとし、業務ごとに定めるものとする。

(構成員の要件)

第5条 共同企業体の構成員は、公募型プロポーザル方式募集要領の参加資格要件を満たす者とする。

(出資比率)

第6条 契約担当者は、共同企業体の構成員の出資比率について、均等割の10分の6を下限として定めるものとする。

(代表者)

第7条 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち最大の業務遂行能力を有するものとし、代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(結成方法)

第8条 第5条の要件を満たすものによる自主結成とする。

(プロポーザルの公告)

第9条 契約担当者は、共同企業体の結成をプロポーザルの参加要件とするときは、その旨及び構成員の要件等に関する事項その他プロポーザルに関する事項を明示して公告するものとする。

(資格申請)

第10条 プロポーザルに参加しようとする共同企業体は、公告で指定する期日までに次の書類を提出するものとする。

- 一 共同企業体プロポーザル参加資格審査申請書(様式3-2)
- 二 共同企業体協定書(様式3-3)

(存続期間)

第11条 共同企業体の存続期間は、見積合わせの結果、福島県が契約を締結した共同企業体(以下「契約企業体」という。)を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

2 契約企業体の存続期間は、契約に係る対象業務の完了後3月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後であっても当該業務につき瑕疵担保責任がある場合には、各構成員は連帯してその責任を負うものとする。

附 則

この要綱は、令和3年1月26日から施行する。